

議長（茅根猛君） 次，22番宇野隆子君の発言を許します。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

大震災，原発災害から9カ月が経過し，被災地では復興に向けて懸命の努力が続けられていますが，生活となりわいの再建は進んでおりません。原発事故は収束の見通しも立たず，放射能被害が拡大しています。被災地に住民が戻り，暮らし続けていける地域として復興できるのかどうか，重大な岐路を迎えています。東日本大震災の復興，原発災害の除染費用などを盛り込んだ第3次補正予算が成立しました。古い政治の枠組みを根本から見直し，大胆に財源を確保して，文字通り本腰を入れて取り組まなければ，かつてない大災害を乗り越えることはできません。ところが，第3次補正予算は，25年間で8兆8,000億円の庶民増税を盛り込み，法人税減税を来年度から実行しようとしております。庶民に増税，大企業に減税，これは旧来の政治のやり方そのものです。庶民増税による税収は大企業減税に吸い込まれ，復興財源は1円も生まれません。思いやり予算など米軍関連経費と政党助成金を中止すれば，それだけで，25年間で8兆円以上の財源を作れます。法人税減税と証券優遇税制をやめれば，25年間で42兆円の財源を生み出せます。財界の利益と米軍優先の古い枠組みを打ち破れば，復興をしっかり支えることができるわけです。

原発事故の賠償と除染の費用は，第一義的には原発事故を引き起こした東京電力が負担すべきです。電力業界，原子炉メーカー，大手ゼネコン，鉄鋼，セメントメーカー，大銀行など，原発で大もうけをしてきた原発利益共同体にも負担を求めるべきです。こうした抜本的な財源策に踏み切るところか，第3次補正は，東京電力救済の枠組みである原子力損害賠償支援機構の税金投入枠を，2兆円から5兆円に拡大しています。本末転倒のやり方では，必要な財源を確保することはできません。除染と全面賠償の費用は膨大です。日本共産党は，東京電力を初め，電力業界が核燃料サイクル計画のために積み立てている再処理等積立金など，5兆円にもなる巨額の原発埋蔵金の活用を提案しています。本市では，公共施設等の復旧は進んでいるようですが，被災した家屋の修繕はまだまだの状態です。私は，被災者への直接支援と原発事故による放射能汚染から子どもたちの身を守ること，これは緊急課題だと思います。

最初に，本市の新年度予算編成について質問いたします。東日本大震災と原発事故は，これまでの国の政治とともに，地方政治のあり方の根本を問うものとなっています。政治がすべての被災者の生活となりわいの復旧・復興に責任を果たし，原発災害から国民の命と健康を守る緊急課題に取り組み，原発依存のエネルギー政策を大もとから見直すという大きな課題が課せられています。東日本大震災は，本市にも大きな被害を及ぼしております。原発事故はいまだに収束の見通しも立たず，放射能汚染による健康被害への不安も広がっております。大震災と原発危機の現実に直面し，住民の命と暮らしを守ることこそ，政治と行政の最大の使命であることが痛切に示されました。市民の暮らしを応援し，福祉，防災のまちづくりを目指すことが求められております。

以上の立場から，新年度予算編成に当たっては，2013年度までの震災復旧・復興計画で

も示されましたが、大震災の復旧・復興，そして被害者支援，放射能被害から市民を守る緊急課題を進め，医療，介護，福祉の充実，中小商工業と農林水産業への支援，教育条件の整備などを重点にするよう強く求めるものです。そこで，1点目に新年度予算編成に当たり，基本方針について市長に伺います。

次に，国が進めようとしている増税案についてです。野田首相は12月1日の記者会見で，消費税を10%に増税する，社会保障，税一体改革を表明しました。首相は一体改革について，社会保障の機能を強化し，安定財源を確保して，将来にわたって持続可能なものにするための処方せんだと述べ，消費税増税は社会保障のためであるかのような説明をしております。年金の削減や支給の先送り，外来受診のたびに定額負担させる制度の導入など，厚労省が一体改革成案の中身を具体化すればするほど，社会保障の切り捨てが浮かび上がってきています。社会保障改悪のオンパレードと，消費税の5%から10%への12兆円もの増税を一体で実行するようなやり方は，過去にも例がありません。これまでのどの政権もできなかった暴挙です。この暴挙を，社会保障のためと言って押し通そうとする野田首相の態度は，絶対に許されません。財政が大変だと言いながら，大企業向けの法人税減税に固執し，米軍の思いやり予算や政党助成金にすらメスを入れようとする民主党政権のやり方には，一片の道理もありません。このような国が進めようとしている増税案は，大地震で，また原発で苦しんでいる被災者をさらに苦しめるものです。本市の市民にとっても，暮らしや地域経済を脅かします。国の増税案に対する市長のご見解を伺います。

2番目に，原発放射能から市民の命と暮らしを守ることにについて伺います。東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から，9カ月が経過いたしました。福島第一原発の放射能拡散の事故は人体への被曝，生活の場や自然環境破壊が今も続いています。これからも数十年単位の長期間，継続して注視していかなければならない問題です。原発と放射能問題で，8点について質問します。

1点目として，測定と除染の取り組みの現状を伺います。ホットスポットやミニホットスポットの除染を速やかに進める。同僚議員が，先ほどの質問で，プラトーさとみ周辺で放射能汚染の数値が高いと。今後，専門家と相談をしながら，計画して除染を進めたいという答弁がありましたけれども，このプラトーさとみ周辺について数値が高いと，いつの時点でわかったのか，このことについても伺います。

2点目は，除染実施計画についてです。11月から副市長を委員長として，各課長計13人で構成する放射能対策委員会を設置し，除染対策の基本方針や除染計画の策定に当たることを決めています。その除染実施計画の内容，スケジュール，そして除染の基準について伺います。市立の小中学校や保育園，公園などの放射性物質除染基準ですが，環境省によると，除染基準は地上1メートルで0.23マイクロシーベルトとしておりますが，本市の除染基準を毎時幾らにするのか伺います。

3点目は，市民団体への測定器の貸し出しについてです。現在，敷地内の放射線量測定を希望する市民に，無料で測定を行っており，今後2回目の測定を希望される市民についても，1

2月より受付が始まりました。当初、市民からは、測定までに1カ月近くかかった、こうした声も聞かれましたが、今は、不安がなくなった、まずは一安心した、このような声も聞かれています。今後も希望者への測定を行ってほしいと思います。学校等公共施設に放射線測定器が配置されるようですが、私は、希望する市民や団体への貸し出しをして、総合的にきめ細かい測定ができる体制を作ることを求めますが、ご見解を伺います。

次に、放射線健康リスク管理についてです。1点目として通学路の測定について伺います。現在、保育園、幼稚園、小中学校については2週間に1回、都市公園などは1カ月に1回、放射線測定を行っていますが、子どもたちが毎日利用する通学路について、きめ細かな測定を求めますが、ご所見を伺います。2点目は学校給食の全食材の検査についてです。食べ物の放射能汚染のニュースが日々流れる中、子どもたちが毎日食べる給食は大丈夫だろうか、安全かと保護者から不安の声が上がっております。こうした事態を受け、横浜市や川口市ではすべての給食食材の検査を行っております。蕨市でも検査機器を購入して、毎日検査を行うとの報道がされました。私は9月議会で、給食の食材の検査について伺いました。検査結果の公開、食材の産地の公開などを行い、学校給食の安全に万全を期すことを求めました。教育長は、県外産の畜産物については納入業者及び産地を確認し、出荷制限されているものを除く農産物を使用しているので、安全が確認されている、地場産物については、生産団体において放射性物質の検査を独自に実施し、安全を確認していると、このようなことでした。

県保健体育課による調査で、学校給食における食材の放射線物質検査の実施調査があったと思いますが、11月1日段階で、44市町村のうち、直営もしくは委託して実施済み、あるいは実施予定が23自治体となっており、本市は現時点では予定もされておりました。放射能による健康被害は、急性障害だけでなく晩発性障害があります。放射線被曝は、少量であっても、将来発がんなどの健康被害が起きる危険性があり、放射線被曝の健康への影響は、これ以下なら安全というしきい値はなく、少なければ少ないほどよいというのが、放射線防御の大原則です。先ごろ、茨城県が購入する学校給食用食材の放射線検査機器の市町村活用に、本市が手を挙げたと聞いておりますが、本市でも給食食材の放射性物質検査の実施をするのかどうか伺います。

3点目は、内部被曝の健康診断についてです。内容的にはホールボディーカウンターや尿検査を実施することですが、ホールボディーカウンターで測定可能な放射線はガンマ線のみであり、メルトダウンから半年経過した現在では、主にセシウム137をターゲットとした計測になります。ストロンチウム、プルトニウムは測定できませんが、セシウムの内部被曝を知るための有効な手段であると考えられています。そこで、内部被曝の健康診断を、特に乳幼児、児童など、希望者を対象に実施することについてのご所見を伺います。

次に、農林水産業等への影響についての1点目として、イノシン焼却処分の助成と今後の取り組みについて伺います。2012年3月15日までの狩猟期間中、有害鳥獣防止対策として、イノシシの捕獲1頭につき1万円から1万5,000円を助成して、持ち込まれたイノシシは市の清掃センターで焼却処分しておりますが、その現況と今後の取り組み状況について伺います。

1 1月21日の全員協議会での市長あいさつの中で、近隣の市町村とも協力、また連携して進めたいとこのようなお話がありましたけれども、近隣の市町村についてもこうした連携が図られたのかどうか、状況について伺います。

2 点目は、農林水産業被害への全面賠償についての市の対応についてです。原発災害による損害賠償は、その範囲を恣意的に限定するのではなく、全面賠償、原発事故がなければ生じることがなかった損害について、すべて賠償することを大原則にすべきです。東京電力への請求、本払いについての現況を伺います。

3 番目に、東海第二原発について伺います。6月議会において、私が、東海第二原発再稼働について市長のご見解を伺いました。市長は、NHKのアンケート調査で、安全が担保されるという確証がないという理由のもとに再稼働は容認できない、このような回答をし、東海村長と同じ立場であることを述べられました。廃炉については、日本全体のエネルギー政策をどうするのか、エネルギー基本計画を早急に見直しをする中で議論をしていくべき課題だと、こういう立場でした。10月11日、東海村の村上達也村長は内閣府を訪れ、細野原発事故担当相と会談して、東海第二原発を廃炉にすべきではないかとの考えを伝えました。村上村長は、東海第二原発の半径30キロ圏内に100万人の人口を抱える中で、これは全国一人口密集地に当たりますけれども、避難計画の策定は不可能と判断したと強調し、立地条件として不適切である上、30年を超えて稼働してきた東海第二原発の老朽化などを廃炉の理由として挙げておりました。全くそのとおりだと思います。この原発を持つことは、危険が大き過ぎるのでやめるべきだという東海村長の意見を受けて、市長のご見解を伺います。

4 番目に、TPP問題について伺います。昨年の12月議会で取り上げました。市長はこのように答弁されております。農業に壊滅的な打撃を与えるTPPは、あらゆる機会に反対の意見を表明していくと述べております。全国のJAや医師会などを中心にした反対の運動が広がり、全国1,400以上の市町村議会において、参加すべきでない、慎重に検討すべきなどの意見書を出しています。ところが、野田政権はTPPへの参加に足を踏み出しました。例外なき関税撤廃が前提のTPPへの参加は、農業に壊滅的な打撃を与えるとともに、農業再生の展望を大もとから破壊するものです。関税ゼロを強要するTPPは、農林漁業を土台から壊すだけではありません。非関税、障壁撤廃の名のもとに、食の安全、医療制度、雇用などのルールを壊し、暮らしのあらゆる分野に甚大な被害をもたらします。農林水産業だけでなく、食品加工や運輸など関連産業や、地域経済と雇用に深刻な影響が出ます。食の安全を守る規制も交渉対象となっております。残留農薬や添加物などが、基準が厳しすぎると主張するアメリカの勝手な要求が通れば、日本の食卓は大ピンチになってしまいます。

また、混合診療の全面解禁や株式会社の参入など、医療に市場原理を導入されると国民皆保険が壊され、本当にお金がなければ医療が受けられない時代が来る。これは、日本医師会がこのように話されておりますが、お金で命が左右される国になってしまいます。JA全中や全漁連、日本医師会など、広範な団体が参加反対の集会を開いています。世論のうねりの中で、APECでの参加表明に反対すると、この一点で超党派の院内集会も、11月7日に開かれてお

ります。安全な食料の確保，医療制度，地域経済と雇用など市民生活に与える影響など，TPP問題について，再度市長のご見解をお伺いいたします。

5番目に，市職員の健康管理について伺います。今回の東日本大震災に当たって，市職員の皆さんが，市民生活を守るために不眠不休で奮闘されました。職員は行政の大きな財産です。私も日々職員の皆さんに接しておりますが，病気になったり，早期退職されたり，亡くなられております。10月と11月に2人の職員が亡くなられ，大変残念な気持ちでいっぱいです。人事評価の導入が障害となって，職員一人ひとりのコミュニケーションが薄れてきている感もあります。仕事自体が忙しくなっているともいえます。このような職場の中で，人間だれでも強い人ばかりではありません。温かい一言は元気づけられ，きつい一言は心を落ち込ませるときもあるわけです。職員の健康については，まず，職員自らが健康管理に気をつけることはもちろんですが，その実態，状況はどのように把握されているのでしょうか。労働安全衛生法で規定している安全衛生委員会ですが，その組織体制について，役割と機能をどのように果たしているのか。また，安全会議の機能と役割についてもお伺いいたします。

6番目に，小学校統廃合について伺います。新年度4月1日から河内小，瑞竜小，佐都小学校が新年度から統廃合されます。3つの小学校が一度に地域からなくなってしまいます。これらの小学校を卒業されたご年配の方々，そして地域の住民はどんなにか寂しいことでしょう。学校は地域社会の財産であり，小学校校舎は災害時の避難所，地域住民の自治活動拠点としての役割を持つ，身近な公共施設です。また，小学校区は子どもたちの遊びの生活圈や自治の単位になっています。小学校の統廃合は，こうした地域のまとまりに影響を与える可能性があり，特に統廃合により広がった学区の中で，子どもたちの地域生活にどのような影響があるのかが心配されます。それぞれの学校地域で過ごしてきた児童，とりわけ低学年の児童への影響が心配されます。例えば，河内小の子どもたちは，登校する距離，時間も大幅に増えるでしょう。児童の減少のためとはいえ，子どもたちにとっても，保護者や地域住民にとっても，学校がなくなるということは大きな出来事です。子どもたちの教育環境の変化に伴う支援，援助について伺います。

7番目に，常陸太田市温水プールについて伺います。温水プールは市民の健康と体力づくりに役立ち，1年中利用できる施設です。コースも，歩行者専用やスロープとして高齢者や障害のある方も利用できるようになっております。料金も，他市より低料金で利用しやすい，こうした利用者の声が聞かれます。ところが，今議会において，市の温水プール使用料の見直しの値上げ案が出されております。値上げをする理由は何でしょうか。伺います。

温水プールの設置管理条例の第2条には，市民の健康と健全な心身の発達を図るとともに，市民の交流の場とあります。その目的どおり，年間4万人を超える市民が利用しており，年齢層でも，高齢者や障害の方々の利用も少なくありません。健康と体力づくりに，またストレス解消にと，温水プールは市民に役立っております。医療費の軽減にもつながっていると言えます。このような温水プールの使用料の値上げはやめて，むしろ多くの市民にもっと利用してもらうことを考えたらどうでしょうか。障害者の方には減免制度が作られておりますが，子どもと高

齢者、例えば65歳以上とか70歳以上の使用料は半額にするとか、値上げをするよりも利用者を増やして、市民の健康増進を図ることこそ、住民サービスの向上を図ると言えるのではないのでしょうか。ご見解を伺います。

8番目に、第5期介護保険事業計画について伺います。事業計画に基づく来期の保険料ですが、私は9月議会においても、支払い準備基金、何と5億8,000万円もある基金を思い切り取り崩して、月額3,650円の現行の保険料は引き下げの方向で、ぜひ取り組んでほしいと、このことを求めました。保健福祉部長の答弁では、介護保険料の上昇を極力抑えていきたいとのことでした。第5期介護保険事業計画策定スケジュールでは、11月中に基本理念、重点の目標を確認し、12月中に計画案を策定することになっております。

特養ホームの入所待ち解消のため、2012年度10床増、2013年度に145床の増、合計155、ベッド数の増ですけれども、この整備計画があることは承知しておりますが、そのために給付も増えることにはなるでしょう。しかし、見込まれる保険給付の増によって、保険料の上昇も見込まれますが、そのための基金活用で、この時期、保険料の値上げは行わず、引き下げる方向で検討できないでしょうか。保険料がどうなるのか伺います。また、厚労省から指導、指針などが出されていれば、お伺いをいたします。

最後、9番目ですが、自然エネルギー活用の促進について伺います。世界では、脱原発への流れがドイツ、スイス、イタリアなどに広がり、自然エネルギーが、発電設備容量で2010年に原発を追い抜いています。日本でも、自然エネルギー資源量は、環境省データによると、20億キロワット以上の可能性があり、全国の原発54基分の約40倍にもなります。本市においては、まちづくりの視点から、自然エネルギー活用で先進となる計画を持ち、一歩進んだ施策展開を行うべきだと思います。

具体的には、1、電力供給の中で、自然エネルギーをいつまでに何%にするか、目標期限を決める。2点目、太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱などすべての自然エネルギーを位置づけ、再生可能エネルギー導入可能性調査を市内全域で実施し、地域の資源を探す。この点については、9月議会の質問で、調査の実施と検討をしてみたいと考えている、このような答弁をされておりますが、その後検討されているのかどうか伺います。3点目、自然エネルギーを中小企業の仕事づくり、雇用創出につなげることなどです。先ごろ、常陸太田市青年会議所からのまちづくりの提言の中に、自然エネルギーの活用が盛り込まれたと伺っておりますが、これらのことをまちづくりにしっかりと位置づけて、計画を推進していくためには特別な推進体制をとるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 初めに、平成24年度の予算編成方針についてでございますが、国の中期財政フレームにおける地方財政においては、前年度並みの一般財源を確保するとされているところでございますが、本市におきましては、将来、地方交付税が段階的に減額となるこ

とを踏まえまして、事務経費等の縮減あるいは定員適正化計画の着実な推進などを図りまして、財源の捻出を図ることを前提として、予算を編成してまいりたいと考えております。これらの財源を活用いたしまして、先日の開会あいさつの中でも申し上げましたように、復旧・復興計画を着実に推進するというのが、まず第1番目でございます。それらをもとに、少子化、人口減少抑制対策、産業の振興、人材の育成、地域の活性化など、活力ある常陸太田を創出いたしますための予算編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく新年度予算編成の中で、国の増税案に対する見解についてのお尋ねがございました。国の増税案に対しましては、今、私が理解をしておりますのは、社会構造の変化から社会保障制度を支える財源の不足、これに対応するために、国において消費税を含む社会保障と税の一体改革について議論がなされまして、12月10日未明には、閣議においてその大綱が決定をされたところでございますが、その動向を見据えてまいりたいと考えておるところでございます。なお、この社会保障と税の一体改革におきましては、ただ単にただいま申し上げましたような、社会保障制度を維持していくための財源の確保という観点からだけではなしに、もっと政府として、財政改革と言いましょか、削減できるところをきちっと国民にも示した上でないと、国民の理解を得られないのではないかというふうに考えるところでございます。特に政権与党であります民主党が、国会議員の数を減らすとか、その他もろもろのことを提案をしておりますけれども、これらについて一言も触れられていないのが極めて残念と言わざるを得ません。

また、いわゆる震災復興財源確保臨時特例法案につきましては、11月30日に参議院で可決されたところでございます。未曾有の被害を受けた東日本大震災の復旧・復興の財源としての臨時増税でございますので、やむを得ないものと考えております。このため、これに関連する個人市民税につきましては、今後、市税条例を改正していくことになると考えているところでございます。

次に、東海第二原発についてのお尋ねがございました。ご答弁申し上げます前提として、東海村長の意見について意見を述べるという立場は避けさせていただきたいというふうに思います。私自身の考え方で答弁をさせていただきます。

6月の定例会におきましても、お答えを申し上げたところでございますが、国は、昨年6月に策定しましたエネルギー政策基本法に基づきまして、基本計画が立てられております。それを、まず第1番目は、早急に見直しをする必要があるというふうに考えております。国益を損なわない中で、エネルギー政策をどうするのかという基本的な考え方、そのことがきちっとまず示されるべきだというふうに考えます。その中で、仮に原子力発電が必要であると、必要最小限の基礎について必要であるというふうな結論が出たとするならば、それを廃止の方向に持っていく再生可能エネルギーの適用の工程表が、きちっと示されることが必要だと思います。残ったどうしても動かさなければいけない原発に関しては、当然のことながら安全の担保ということが大前提になってくると思います。そして、今回新たに示されましたUPZの考え方に基づきます具体的な地域防災計画、それが、地域住民にとって安全を担保する上で有効なもの

が策定をされない限り、原発の再稼働については、これを容認をすることはできないという考えは、今も変わっていないところでございます。

そしてまた、これまで原子力発電の再稼働等につきましては、立地自治体及び県知事に、その再開を認めるかどうかの権限がございましたけれども、今回の福島第一原発の事故にかんがみまして、東海村だけではなく、水戸、日立、ひたちなか、那珂、そして本市と、6市もその判断の権限を持つべきだという考えから、懇談会をまずは設置をしたところでございます。もちろん、茨城県に対しまして、原子力安全協定の範囲の中での権限の見直し、そしてまた、さらに多くの地方自治体、UPZに含まれるようなところも視野に入れた中で、そういう安全協定を結ぶべきだと、そんなことを知事に対しまして、先般申し入れをさせていただいたところでございます。

次に、TPP問題について、本市の現状と課題についてのお尋ねでございます。今、TPP関連の分野は、21分野に及ぶわけでありまして。しかし、それらの分野でTPP後を進める上で、そのメリット、デメリットについては、もっともっと詳しく情報の提供があって、それぞれが議論をできるような、そんな場を早く作るべきだというふうに思います。今はそういうものが示されないまま、それぞれの分野の関係者が賛成、反対を言っている、いわゆる国論を二分したような状況に今置かれている、そういうふうに思います。そんな中での判断でございますけれども、このTPPは、原則、関税撤廃の例外を認めない自由貿易化を目指すものでありまして、農林漁業はもとより、関連産業、地域経済、食の安全・安心への影響が懸念されるところでございます。また、先ほど言いましたように、十分な協議がないまま交渉に参加し、関税等が撤廃されますと、農業生産額や食料自給率の減少、あるいは医療や社会福祉、金融、保険、さらには地域経済にも多大な影響を及ぼすことが予想されるところでございます。TPPだけではなく、国益を考えたときに、FTA、すなわち自由貿易協定、あるいはEPA、経済連携協定等ではだめなのでしょうか。そのような検討が今なされているとは思えないわけでございます。もっともっと幅広い観点から、また中身も詳細に示された中で、これを議論していく必要があるというふうに考えます。

TPPが実施されたときの、本県の農業への影響につきましては、先にJA中央会が試算をした数字から言いますと、1,480億円、そして、本県の農業には35%のマイナスの影響が及ぶというふうに試算もされております。本市を考えましたときにも、米農家が非常に多くあります。米は今、778%の関税をかけて守られているのが実態でございます。農業を主力産業といたします本市にとりましては、このTPPへの参加により、非常に大きな打撃を受けることは予測されるところでありまして、昨年5月、第5回定例会でもご答弁申し上げましたように、参加すべきでない、考えは今も変わっておりません。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 職員の健康管理についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、常陸太田市衛生委員会の機能と役割についてでございますが、この衛生委員会は労働安全衛生法の規定に基づき設置しておりまして、1つに、職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事、2つとして、職員の健康の保持・増進を図るための基本となるべき対策に関する事、3つとして、職務上の災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事などを調査、審議し、各職場における安全衛生の向上並びに職員の健康保持に努めることを目的としております。

次に、常陸太田市職員職場安全会議の機能と役割についてでございますが、この安全会議は作業設備や作業方法及び環境上の危険に関する改善事項、労働災害の防止措置に関する事項などについて審議し、作業方法の改善等に反映させ、職員の安全衛生管理の向上を図ることを目的としております。この衛生委員会及び安全会議の活動を通しまして、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めるところでございますが、現在は、これらが十分に機能している状況にはないと言わざるを得ないと認識しております。職員の健康状態の集約及び職場環境の現状の点検等を現在進めておりまして、この準備が整い次第、会議を継続して開催するなどし、その機能を働かせてまいりたいと考えております。

またさらに、職員が自ら、心身の健康の保持や増進に努めるような安全衛生教育を推進しますとともに、管理職に対しましては、労務管理に関する研修等を徹底して行い、職員の安全と健康の保持並びに快適な職場環境の形成に努めてまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 原発放射能から市民の命と暮らしを守ることについてのご質問の中で、測定と除染の現状についてのご質問にお答えをいたします。

先ほどの鈴木議員さんのご質問の中でも申し上げましたように、これまで詳細なきめ細かな測定を行ってまいりました。その中で、プラトーさとみが高いのは、いつの時点でわかったのかというようなことでございますが、これにつきましては、観光施設について、7月の6日から2週間に1回、測定を実施しており、その中で確認をしております。また、8月に行われました文科省の航空機モニタリングにおきましても、その結果が公表をされているところでございます。

次に、除染実施計画についてですが、現在、計画を策定中であり、この中で、除染の目標設定、除染実施区域、実施者、優先順位、実施時期と汚染土壌等の処理方法等について、年内に計画をまとめてまいります。この計画に基づきまして、速やかに除染を実施してまいりたいと考えております。除染の対象といたしましては、国の基準に沿って、生活空間において、空中放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上となっている場所、子どもが活動する場所等を優先的に実施してまいりたいと考えてございます。

次に、市民、団体への測定器の貸し出しにつきましては、現在、市民等からの申請を受けて、臨時職員によりまして測定を実施しており、今のところ貸し出しについての要望の声はございませんが、今後新たに測定器の購入を予定している中で、希望される方への貸し出しについて

行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、放射線健康リスクについてのご質問の中で、通学路の測定につきましては、各学校の周辺について測定を実施した結果、問題がないことを確認しております。これ以外の通学路につきましては、これまでの公共施設等の測定結果をマップに落とし、通学路を含めた生活空間2キロメートル四方をメッシュで囲んだ範囲を参考にいたしますと、いずれも問題がないと考えておりますが、市民、それから子どもたちの安全・安心確保のため、今後も必要に応じてきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

次に、自然エネルギーの活用促進についてのご質問にお答えいたします。自然エネルギーの活用促進につきましては、平成20年度に策定いたしました地球温暖化対策地域推進計画において、太陽光、水力、風力などの再生可能のエネルギーの活用を推進することにしております。具体的な取り組みは、公共施設への太陽光発電設備の設置を初め、太陽エネルギーの利用を支援することによる、地球環境保全を図るための住宅への太陽光発電機器の設置補助を、平成22年度から行っております。この補助制度は来年度以降も継続し、さらに新たな補助対象となるものも検討を進めてまいりたいと考えております。

また、今後の取り組みといたしまして、先進事例などを参考にしながら、本市の自然豊かな地域特性を生かした、さらなる自然エネルギーの活用方策を検討してまいりたいと考えております。そのために、平成24年度はまず、自然エネルギー活用の可能性調査を実施いたしまして、太陽光や水力、風力発電などをさらに推進するに当たって、どこにどれだけの設置可能性があるのか、適地等の把握に努めてまいります。なお、必要に応じて、自然エネルギーの活用のための年次計画を盛り込んだ、新たな計画や推進体制につきましても検討してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 学校給食の全食材の検査についてのご質問にお答えいたします。学校給食センターでは、給食を児童生徒に対して、安全で安心して食べていただくために、現在、野菜等の安全が確認されている食材を提供しているところでございます。県内はもちろん、県外産農畜産物については、入札時に納入業者及び産地を確認し、出荷制限されているものを除く農産物を使用しており、安全が確認されている状況にございます。また、地産地消で取り組んでおります地場産物については、生産団体において放射性物質の検査を独自に実施し、安全を確認した食材を給食センターに納入しております。

食材の検査につきましては、国の第3次補正予算において、本県を含む17都県に対し、給食食材検査機器購入補助金として約1億円が計上されており、県では、検査機器を学校給食会等に配備する計画をしておりますので、これらの活用も検討してまいりたいと考えております。なお、業者から納入される食材の検査につきましては、まず当面の間、市役所の測定機器により、1週間に1回程度測定できるよう行ってまいりたいと考えております。

次に、小学校の統廃合の対応についてのご質問にお答えいたします。今回の学校統合におき

ましては、児童の通学距離が長くなるほか、通学する学校の規模も変わってまいりますことから、来年4月の統合に向けて、児童がスムーズに新しい学校に入っていけるよう、調整しているところでございます。具体的な対応の内容でございますが、通学バスにつきましては、安全性を確保した上で、効率的に、できる限り短時間で通学できるよう、ルート及び乗降場所等を保護者と協議しているところでございます。また、今回のように編入の形をとる学校統合に当たりましては、児童の心理的負担及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、体操服等を支給してまいりたいと考えております。なお、これにかかる経費につきましては、今議会に提出しております一般会計補正予算に計上しているところでございます。

統合先となります誉田小学校及び機初小学校でございますが、県の新しい学校づくり支援事業を活用し、統合時の1年間につきましては、それぞれの学校に2名の教頭を配置するほか、統合時には、通常よりも児童の心の負担や不安が大きくなりますことから、現在の瑞竜小学校、佐都小学校、河内小学校におきまして、児童の状態をよく理解している教員を統合先の学校へ計画的に異動させ、校内の指導体制の強化を図ってまいりたいと考えております。さらに、必要に応じて、中学校に配置されているスクールカウンセラーの派遣等につきましても行ってまいりたいと考えております。なお、児童、保護者の皆様が、安心して新しい学校へ円滑に入っていけますよう、各関係校と連携して、学校間の交流会等につきましても既に実施しているところでございます。

次に、温水プールの利用料値上げ案についてのご質問にお答えいたします。議員ご発言のとおり、温水プールは、平成15年7月に市民の健康と健全な心身の発達を図るとともに、市民の交流の場として設置された施設であり、平成18年度から指定管理者制度を導入し、管理運営に当たっているものでございます。オープン以来、毎年4万人を超える利用者が水泳やウォーキング等を楽しみ、体力づくり、健康づくりに役立てているものでございます。今回の料金改正は、これまで大人1回300円、子ども1回200円としてまいりましたが、近隣の施設と比較しても低額であること、また、利用者1人当たりの経費が例年1,000円程度要していることなどから、大人1回300円をいわゆる上限額500円に、子ども1人1回200円を上限額300円に改めるものでございます。なお、最終的な料金や減免の取り扱いにつきましては、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなりますので、温水プールが、設置の目的である市民の健康づくりや交流の場となるよう、指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 保健福祉部関連のご質問にお答えいたします。

まず、放射線管理リスクの中の、内部被曝の健康診断についてでございますが、乳幼児や希望者などに対する、内部被曝のための健康診断を実施するのかがとご質問ですが、当市ではホームページや防災行政無線で広報しておりますとおり、市内の放射線や農畜産物の放射線は、現在のところ健康に影響のあるレベルにはなく、福島第一原子力発電所から新たな放射性物質

の 대기への大量放出もないこと、また、茨城県においても、子どもの健康調査は必要ないとの考えを示していることなどから、本市において、内部被曝検査を含む健康診査は必要がないと考えております。しかし、健康に不安をお持ちの方も多いとの認識をいたしており、健康維持のためには、心理的なストレスをためないことは大変重要でありますので、窓口や電話による相談、さらには乳幼児健康診査等における相談を継続し、日常生活に対する不安の軽減に努めてまいります。

続きまして、第5期介護保険事業計画に基づく、介護保険料についてのご質問にお答えいたします。まず、第5期介護保険事業計画の策定における進捗状況についてでございますが、8月24日に第1回計画策定委員会を開催し、続く第2回の計画策定委員会を11月30日に開催しまして、計画の概要を初め、高齢者の人口推移、高齢者実態調査結果の概要、計画の基本理念、基本目標等についてご意見を頂戴いたしました。今後、来年1月になりますが、第3回の計画策定委員会を開催し、高齢者福祉計画の目標値、介護保険各種サービスの給付費の見込み額についてのご意見をいただいた後、事業計画案を作成し、パブリックコメントを実施した後、2月に第4回の計画策定委員会を経て、成案を策定する予定で進めてまいりたいと思っております。

介護保険料につきましても、現在、平成24年度から26年度の3カ年の介護給付費の見込み量算出の作業等を行っておりますが、今後国が示す介護報酬単価の改正など、未確定な部分もありますので、最終的な介護保険料が定まるのは、年明け以降になるものと考えております。

介護保険料の考え方につきましては、9月の定例会でご答弁を申し上げましたとおり、第5期計画期間中に特別養護老人ホームの待機者解消を図るため、平成24年度に25床の増床、25年度に90床の新設と40床の増床により、計155床の施設整備を計画に見込んでおります。この施設整備や自然増に伴う給付費の増加により、介護保険料の上昇が見込まれますので、介護保険支払い準備基金を活用しても、議員ご発言の、介護保険料の引き下げは困難であると考えますが、上昇幅を極力抑制をしていきたいと考えております。

次に、厚生労働省からの指導、指針などが出されているのかとのご質問にお答えをいたします。国からこれまで、介護保険事業に係る保険給付費の円滑な実施を確保するための、基本的な指針の改正について示されております。現在、これに基づく各種介護保険サービスの基盤整備や、介護保険サービス給付費の見込み量の算出など、計画策定に向けた検討を行っているところでございます。

議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 井坂孝行君登壇〕

産業部長（井坂孝行君） 原発放射能から市民の命と暮らしを守ることの中の農林水産業等への影響について、2点のご質問にお答えいたします。

1点目のイノシシ焼却処分への助成と今後の取り組みにつきましては、今回市が新たに創設しました有害鳥獣被害対策助成制度の対象となる、市の清掃センターで焼却されたイノシシの数は、12月12日現在で94頭。そのうち、助成申請済みは64頭となっております。また、

助成対象外ではありますが、捕獲し、食用とするため放射能測定を実施した頭数は21頭であり、11月15日から28日間に市が把握する捕獲頭数は、115頭となっております。また、本市と同様の制度を実施している市町村は、北茨城市、高萩市、日立市、大子町、石岡市が実施している状況であります。今後の取り組みといたしましては、昨年度より、本市が他市町村に先駆け実施しました狩猟期間における鳥獣保護区7カ所で、有害鳥獣の駆除を今年度も実施する予定であります。これらの有害駆除につきましては、今後も放射能の影響に注視し、積極的に対応してまいります。

2点目の農林水産業被害への全面賠償について、市の対応としましては、市内の農作物に対する損害の請求額は、市が組織しました農畜産物損害賠償対策協議会が、6月から11月までとりまとめた請求額は6,001万3,000円、茨城みずほ農業協同組合からの請求額は4,791万2,000円、茨城北酪農業協同組合からの請求額は1,750万円、合計額は1億2,542万5,000円となっております。そのうち、協議会、農協、酪農組合が6月から8月において請求した額8,595万8,000円のうち、弁護士費用等を差し引いた額8,507万3,000円が本補償により支払いがされており、9月請求分は1,530万4,000円、うち仮補償額は1,363万5,000円、89%の支払いがされ、合計額で9,870万8,000円が支払いとなっております。今後も、未賠償分の早期支払いの働きかけ及び被害のとりまとめ、請求はもとより、風評被害の払拭に努めてまいります。

以上です。

議長（茅根猛君） 22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 2回目の質問をいたします。

1番目の新年度予算編成についてですけれども、基本方針については、復興・復旧を着実に進める、それを最優先で行ってほしいと、また、少子化対策、教育、福祉、医療、そういった市民の暮らしの支援、そういう面も最優先で行ってほしいと、このように思います。

国の増税案に対してですけれども、これは社会保障の財源だと言っていることは、野田首相が自ら言っていることで、内容は先ほど申し上げましたけれども、医療費の窓口負担を増やすとか、保育園についても民営化にするとか、それから70歳から74歳までの医療費窓口負担も増やすとか、この消費税ができてから社会保障、何一つ制度がよくなったものはないと、これが実感だと思うんです。こういう言い逃れをしながらやるべきことをやらない。

米軍への思いやり予算、それからすぐできること、政党助成金の中止、こういうことをやれば、先ほども申し上げましたように、25年間で相当な、8兆円以上の財源が生み出せると。ですから、3次補正予算で、25年で8兆8,000億円の庶民増税を盛り込んで、その一方で25年かけて、申し上げました思いやり予算とか政党助成金をなくせば、8兆円以上の財源は作れると。

そういう今すぐできることをしっかりやる。今大事なのは、東日本大震災で仕事をなくし、生活の再建の見通しが立たない、ふるさとにも帰れない、こういう被災者の方をしっかりと支

援するというをししないで、増税をかけるとか、TPPに参加するなどということは、震災復興の大きな足かせとなるわけです。そういうことで、被災者への支援をしっかりと行いながら、社会保障の財源のためなどということでの消費税増税はやめるべきであると、私はこのように考えております。

原発放射能から市民の命と暮らしを守ることにについて、これは本当に今最優先で行うべき課題だと思います。プラトーさとみ周辺の数値の高い状況ですけれども、これは速やかに除染を行っていくと。これは4月の時点でわかっていることで、プラトーさとみ施設自体は震災で使えなくなっておりますけれども、その周辺に住宅地もあるわけですし、きちんとした除染対策をとるとのことをお願いいたしたいと思います。

それから、2点目の除染実施計画につきましてですけれども、これは国の基準毎時0.23をもとにということでありましてけれども、年間1ミリシーベルト、北茨城や高萩では国の基準よりも厳しく抑えて、0.19でやっているんです。これは、空間に0.04というのがありますけれども、それを除いて0.19ということで、基準値を厳しく下げているわけです。ですから、いろんな問題について、食べ物の問題の40ベクレルなどもそうですけれども、国の基準が緩いと。そういう面では、地方自治体として住民の健康を守るという意味では、国の基準どおりではなくて、基準値はもっと厳しく下げると、そのことを要望したいと思っておりますけれども、それについてご答弁をお願いいたしたいと思っております。

内部被曝の健康診断についてですけれども、県のほうはやらないということでありましてけれども、そういうことに合わせてかどうかわかりませんが、数値が低いので必要ないというような答弁がありましたけれども、このように必要がないとはっきり断言ができるのかどうか。その根拠は何なのか。私は、子どもたちは感受性が高いということで、子どもを心配する親御さん対しても、希望すれば健康診断をきちんと行うという計画を立てることが必要かと思っております。その必要がないという根拠は何なのか、確認をさせていただきたいと思っております。

7点目、8点目についてはわかりました。やはり全面賠償、これが大原則ですからしっかりと行ってほしいと。9月、10月、11月と請求も出ていますと思っておりますので、そういう面では、協議会もできておりますけれども、市がイニシアチブをとって、しっかりとやっていただきたい、このことをお願いいたしたいと思っております。

3番目の東海第二原発の廃炉についてですけれども、これについては、市長からも再開は認めないというようなご答弁をいただいております。東海村長も新聞紙上で原発はやめるべきだということで、原発は廃炉にという声も大きく県民の中に広がっております。開始後32年たつ東海原発の廃炉については、日常的にも大小の事故が頻繁に起きていると。そういう意味では、やはり廃炉にすると。

エネルギー政策の問題でも国は大変遅れておりますが、福島第一原発、本当にあの惨状は大変なものです。私も大分後から福島県に行きましたけれども、もう原発は要らないと。環境省でも言っていますように、20億キロワットのエネルギーがあるということですから、国は計画的に自然エネルギーに切りかえていくと。そういう方向に持っていくためにも、やはり自治

体からの声も必要だと思います。

一気に原発がなくなるということではありませんから、あくまでも計画的にということ、それで当面、この東海第二原発はどうするのかというときに、私たちの本当に一番近いところに、4キロから5キロのそばにあるわけですから、そして、人口密度も全国一高いという中で、原発そのものをしっかりと見直しをして、廃炉をお互いに求めていきたい、こういう声を上げていきたい、このように考えております。

T P Pについては、いろいろありますけれども、参加すべきではないというような勇気あるご答弁をいただきましたので、了解いたしました。

職員の健康管理についてですけれども、これについては十分に機能されていなかったということに認識していると、このようなことで、今後職場の点検、会議の開催等々を行いながら機能を果たしたいということですが、例えば、職員の中で、1カ月以上休暇を、病休をとっているという方がどれくらいおられるのか、参考までにお伺いしたいと思います。それから、管理職に対する研修、これもしっかりとやっていただきたい、このように思います。

温水プールの問題ですけれども、1人当たり維持管理費として1,000円ぐらいかかっているんだということですが、それは温水プール利用料ばかりではなくて、例えばパーティホールでいろんな催し物もありますけれども、そういったところで1人当たりどのくらいかかっているのかとか、ごみ処理費用がどのくらいかかっているのかと、そういうことで換算して市民に負担を負わせるということではなくて、安いことは結構なことで、安いから、300円だから、大勢の人が、4万人を超える人が利用していると。

ここで上げるとなると、指定管理者からも、料金を上げたら少なくなってしまうんじゃないかと。1つづりを今まで11日間かけて使っていたものを、今度は1カ月に1つづりぐらいになるかどうかわかりませんが。バスの問題を取り上げても、200円に上げたときに、本当に利用者が半減したんですよ。ですから、先ほど教育長も言われましたように、本当に健康増進のための温水プールであるわけですから、多くの利用者に重い負担ではなく、利用しやすい料金で使っていただけるように、私は、今回の利用料引き上げについての再考を求めたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

以上で質問を終わります。何点か質問をしておりますので、ご答弁をお願いいたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 1カ月以上の病休者が何人いるかというご質問でございます。平成17年から現在までで46人という数を数えております。今後、管理職研修等を充実させまして職員の健康管理に努めてまいります。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 除染実施計画についての再度のご質問にお答えをいたします。除染の基準につきましては、国の基準に沿い、毎時0.23マイクロシーベルトを超えるところ

を除染の対象として、これ以下となることを目指してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 内部被曝の健康診断についての、2回目のご質問にお答えを申し上げます。内部被曝の健康診断についてであります。先ほど申し上げましたとおり、市内の放射線量や農畜産物の放射線量は、現在のところ健康に影響のあるレベルではないこと、そして、福島第一原発からの、新たな放射性物質の大気への大量放出もないこと、さらに県におきまして、放射線医学総合研究所や放射線影響研究所など専門家の意見を求めて、先日の橋本知事の健康診査について、やるべきでないというような意見を出したということ、これが根拠となっております。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 温水プールの利用料金についての2回目の質問にお答えいたします。先ほどもお答えしましたとおり、最終的には、利用料金や減免の取り扱いにつきましては、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなりますので、料金については指定管理者と十分に協議して設定し、温水プールが、設置の目的である市民の健康づくりや交流の場になるようにしてまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 除染の基準の答弁の中で、付け加えさせていただきたいと思っております。先ほど申しました0.23マイクロシーベルトにつきましては、国の基準であります、1日のうち屋外に8時間、屋内に16時間滞在するという生活パターンを仮定しての、事故による追加被曝線量毎時0.19マイクロシーベルト、それから自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分があります0.04マイクロシーベルトを足したものでございまして、先ほど申し上げました0.23マイクロシーベルトにつきましては、これから言いますと、0.19を除染するというようなこととございます。